

社会福祉法人天神会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天神会における評議員・役員、評議員選任・解任委員等に対する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人天神会定款第8条による評議員並びに同第21条に規定する役員及び同第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の外部委員に適用する。

(報酬等の種類)

第3条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬
- (2) 評議員会、理事会、指導監査、評議員選任・解任委員会、入札執行等の開催に当たり支払われる報酬
- (3) 理事長、評議員、役員の出張旅費

(報酬の額)

第4条 前条第1号に規定する理事長の報酬は、年額10,500,000円とし、12分割して毎月支給する。

2 評議員会、理事会、指導監査、評議員選任・解任委員会、入札執行等の開催に当たり支払われる報酬は、8,000円とする。

(報酬の支払い)

第5条 第3条第1号に規定する理事長の報酬は、当月分を翌月12日に支払うこととする。

2 第3条第2号に規定する評議員会、理事会、指導監査、評議員選任・解任委員会、入札執行等の開催に当たり支払われる報酬は、事実の発生した時に遅滞なく支払うこととする。

(出張旅費の支払い)

第6条 評議員又は役員が法人の業務のために出張、会議等の出席、研修に参加した場合は、その費用を支払うこととする。

2 国内出張旅費の支給額は、次のとおりとする。

日当	1日につき4,000円
宿泊費	1泊につき14,000円
交通費	グリーン料金とする。 航空機利用の場合は、実費とする。

自家用車使用 1kmあたり20円

3 海外出張旅費の支給額は、次のとおりとする。

日当、宿泊費、交通費

社会福祉法人天神会旅費規程別表 2 の 1 等級の職員の区分に定める額とする。

支度金、海外旅行傷害保険

社会福祉法人天神会旅費規程別表 3 及び別表 4 に定める額とする。

(報酬等の支払の制限)

第 7 条 第 4 条から第 6 条までの規定にかかわらず、報酬等の支払は、予算の範囲内で行わなければならない。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるほか、必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

常勤役員の報酬の上限試算額

8,000円×8時間×237日=15,168,000円とする。

237日は月9日の休日、年末年始(12月31日～1月3日)及び祝日

非常勤役員の報酬の上限試算額

1人1日 8,000円とする。